

「見守りQRコードシール」 の交付を始めました

大切な人が行方不明になったときのために

町では、「日野町高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業」の一環として、認知症の高齢者等が行方不明となられた場合に、早期発見や身元確認を容易に行える「見守りQRコードシール」を交付します。

このQRコードシールは、アイロ
ンやドライヤーの熱で、衣服や靴等
の身の回りの品に貼ることができま
す。行方不明となられた高齢者等を
発見された場合、携帯電話・スマー
トフォン等でQRコードを読み取る
と、長寿福祉課の連絡先が表示され、
シールの登録番号を確認すること
で、ご家族等への速やかな連絡を可
能とするものです。QRコードに名
前や電話番号などの個人情報含ま
れていませんので、安心してご利用
いただけます。

QRコードシールのご利用には、
事前の登録が必要です。認知症等に
よる不安をお持ちの方でご利用を希
望される場合は、ご相談ください。
衣類や持ち物などにこのシールを
つけている方が困っていたり、道に

迷っているようであれば、声をかけ
ていただき、QRコードを読み取っ
て表示された連絡先へお知らせくだ
さい。シールに書かれている登録番
号もあわせてお知らせください。
認知症などの症状があっても、住
み慣れた地域で安心して暮らすこと
ができるように、皆様のご理解ご
協力をよろしく願います。



(シール見本)



QRコードを
読み込むと
このように
表示されます。

身元が分からない場合は、最寄りの警察署か
下記に連絡をお願いします。

○滋賀県日野町役場 長寿福祉課
電話番号 0748-52-6501

◆問い合わせ先 長寿福祉課

☎0748-52-6501

自分を守るために大切なこと 話してみませんか あなたのごころのSOS

3月は自殺対策強化月間です

自殺はひとつの問題から起こるとは限り
ません。いくつもの悩み・ストレスなどを
抱えてしまい、それが自殺の要因となっ
ている場合が多いです。

悩み・ストレスの例

- 20歳未満…いじめ、家庭内の問題
- 20歳代～50歳代…過労、職場の人間関係、
仕事の悩み
- 60歳以上…失業、死別・離別、病苦

このように、自殺に追い込んでしまう背
景にはいくつもの問題が複雑に絡み合っ
ていることが多く、本人の逃げ道を見えづら
くしています。

また、悩みやストレスをひとりで抱え込
むと、どんどん追い詰められ、「自殺以外
に解決方法がない」と正常な判断ができな
くなってしまいます。

まずは誰かに相談することが大切です。
ひとりで抱え込まず、下記の電話相談窓口
にお電話ください。

【こころやからだ（アルコール・薬物を含む）の不調の相談】

相談窓口	電話番号	受付日時
日野町役場 福祉保健課	☎0748-52-6573	月～金 午前8:30～午後5:15 (祝日、年末年始を除く)
滋賀県 東近江保健所	☎0748-22-1300	
滋賀県立 精神保健福祉センター	☎077-567-5010	月～金 午前9:00～午後4:00 ※面接は要予約

電話や面接（要予約）による相談を行っています。



ネット通販のトラブルが多発しています ～商品購入時は注意しましょう～

●ネット通販の製品による被害が相次いでいます

全国消費生活情報ネットワークによると・・・

ネット通販で購入した製品による危害または危険に関する情報は

・全国9,248件（平成25年4月～平成30年9月）

・製品別では「健康食品」「化粧品」が多くなっています

【事例】健康被害

▼ネットでシワ取りクリームを購入

使用部分にかゆみがでて、赤く腫れ、黒ずんできた

製品に記載してあった番号に電話してもつながらない

▼健康食品被害

無料動画サイトで「すぐく効果があった」という書き込みがあったが、ダイエットサプリを購入。発送元は覚えのない海



外からで、飲むと下痢を起しました。ネットで調べてみると「詐欺サプリメント」と書かれており、問い合わせ先に何度電話をしてもつながりませんでした。

その他にも・・・

▼リコール対象の製品が届く

▼二セモノが届く

▼代金を支払っても商品が届かない

といったトラブルも起こっています。

●購入前に確認を

ネット通販で商品を購入するときは、次の点に注意しましょう。

- ①返品条件など、契約内容を確認しましょう。
- ②購入先であるネット通販業者の連絡先はメモに控えておきましょう。
- ③購入前にリコール対象製品になっていないか確認しましょう。
- ④安全に関する説明書は必ず読みましょう。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
消費生活相談窓口担当
☎0748-5212500
滋賀県消費生活センター
☎0749-2310999

介護離職ゼロを目指して

家族に介護が必要になったら・・・



「仕事と介護を両立するために利用できる制度は・・・」

介護休業制度	介護が必要な家族1人につき、通算93日まで、3回を上限として分割取得できます。介護休業期間中は、条件を満たせば、ハローワークから介護休業給付金が支給されます。
介護休暇制度	介護が必要な家族が1人の場合は1年度につき5日（2人以上の場合には10日）間、1日単位または半日単位（所定労働時間の2分の1）で、年次有給休暇とは別に取得できます。
介護のための短時間勤務等の制度	事業主は、介護が必要な家族1人につき利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な、短時間勤務等の制度を、就業規則に定めるなどして、準備する必要があります。
介護のための所定外労働の制限	介護が必要な家族の介護終了まで利用できる、残業免除の制度です。

※育児・介護休業法の定める制度の一部です。これらの制度は、労働者が勤務先に申し・請求することで利用できます。勤務先の制度の詳細については、勤務先の人事・総務担当に確認しましょう。

「仕事と介護の両立に困った。どうすれば・・・」

育児・介護休業法のあらし	https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/34.html 育児・介護休業法の概要、対象となる従業員、手続方法などをまとめています。
介護休業給付について	https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_continue.html#g3 介護休業給付の受給要件、申請方法などをまとめています。
介護離職ゼロポータルサイト	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112622.html 介護サービスや介護と仕事を両立していくために活用いただける制度の関連情報へアクセスできます。

◆育児・介護休業法に関するお問い合わせ・ご相談などは… 滋賀労働局雇用環境・均等室 まで

【電話番号】 077-523-1190（来室によるご相談の場合はできるだけ事前にご予約ください）

【受付時間】 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

【所在地】 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階